山青森県報

一成二十九年

平成二十九年 (金曜日)

県事務委任規則 別 次

訓 令 請森県事務委任規則の一部を改正する規則......(人 事 課)...

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令.....(人)事

課)

:

껃

則

規

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

青

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十五号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

に改正する。 青森県事務委任規則 (昭和三十六年九月青森県規則第八十一号) の一部を次のよう

クをコとし、才をフとし、ノをケとし、ヰをマとし、ウをヤとし、ムを削り、同号ラ中「同法の施行に関すること」を「もの」に改め、同号中マをテとし、ヤをエとし、下に「本人又はその扶養義務者に対する報告の請求並びに」を加え、同項第二十二号同項第十八号ヨ中「第五十六条第五項」を「第五十六条第四項」に改め、「よる」の第四条の三第一項第十三号中「 (第五号、第九号及び第十号を除く。) 」を削り、

(1

ルとし、八の次に次のように加える。 を有する者に係るものに限る」に改め、 第一項」に、「医薬品」を「薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者、医薬 製造業」を加え、同レを同号ムとし、同号タ中「第六十九条第二項」を「第六十九条 第十二条第一項」を、 条第一項」を、 同ツを同号ヰとし、同号ソ中「第一条の六第一項」の下に「、第六条第一項、 を同号ノとし、同号ツ中「第一条の七」の下に「、第七条第一項、 る事務所の所在地を有する者に係るものに限る」に改め、同ナを同号オとし、 区域を配置区域とする配置販売業に係るものを除く」を「所管区域内に住所又は主た 中「ナ」を「オ」に改め、同ラを同号クとし、同号ナ中「二以上の所管区域にわたる する配置販売業に係るものを除く」を「所管区域内に住所又は主たる事務所の所在地 に改め、同トを同号力とし、同号へ中「二以上の所管区域にわたる区域を配置区域と ソとし、ルをレとし、ヌをタとし、リをヨとし、チを削り、同号ト中「へ」を「ワ」 品」に改め、同夕を同号ラとし、同号中ヨをナとし、力をネとし、ワをツとし、ヲを を加え、同ソを同号ウとし、同号レ中「第一条の五第一項」の下に「、第五条第一項、 「薬局開設」の下に「、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業」を加え、 「薬局開設」 「薬局開設」の下に「、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び の下に「、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業 同へを同号ワとし、同号中ホをヲとし、ニを 第十四条第一項」 第十三

- ること。 二 第十二条第一項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可に関す
- より。か、第十三条第一項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可に関するこ
- こい。 、 第十四条第一項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認に関する
- へに係る第十四条第十項の規定による軽微な変更の届出の受理に関すること。こと。
- の受理及び同条第二項の規定による届出事項の変更の届出の受理に関すること。チー第十四条の九第一項の規定による薬局製造販売医薬品に係る製造販売の届出
- ヌ 二及びホに係る第十九条の規定による休廃止等の届出の受理に関すること。 造販売医薬品の製造業者の医薬品製造管理者に係る許可に関すること。 リ 第十七条第四項において準用する第七条第三項ただし書の規定による薬局製
- のこと。二十四(麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の施行に関する次第四条の三第一項第二十四号及び第二十五号を次のように改める。

- 第一項に規定する事故に伴うものを除く。)。
 イ 第二十九条の規定による麻薬の廃棄の届出の受理に関すること (第三十五条
- に関すること。
 ロ 第五十条第一項の規定による向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許
- 届出の受理に関すること。 業務の廃止の届出及び同条第三項の規定による向精神薬卸売業者等の死亡等の八 第五十条の四において準用する第七条第一項の規定による向精神薬に関する
- に関すること。 第五十条の四において準用する第八条の規定による返納された免許証の受理
- ホ 第五十条の四において準用する第九条第一項の規定による免許証の記載事項ーー・・・・
- へ 第五十条の四において準用する第十条第一項の規定による免許証の再交付及の変更の届出の受理及び同条第二項の規定による免許証の交付に関すること。
- ト 第五十条の五第一項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録に関すび同条第二項の規定による返納された免許証の受理に関すること。
- 研究施設設置者の死亡等の届出の受理に関すること。学術研究又は試験検査の廃止の届出及び同条第三項の規定による向精神薬試験チー第五十条の七において準用する第七条第一項の規定による向精神薬に関する

青

- の変更の届出の受理及び同条第二項の規定による登録証の交付に関すること。ヌー第五十条の七において準用する第九条第一項の規定による登録証の記載事項
- び同条第二項の規定による返納された登録証の受理に関すること。ル(第五十条の七において準用する第十条第一項の規定による登録証の再交付及
- ニュート 覚せい剤取締法 (昭和二十六年法律第二百五十二号) の施行に関する次の二十五 覚せい剤取締法 (昭和二十六年法律第二百五十二号) の施行に関する次の
- 定に関すること。
 イ 第三十条の二の規定による覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指
- ロ 第三十条の四第一項の規定による業務の廃止等の届出の受理に関すること。
- の受理に関すること。ハー第三十条の五において準用する第十条第一項の規定による返納された指定証
- 二 第三十条の五において準用する第十一条第一項の規定による指定証の再交付

- 及び同条第二項の規定による返納された旧指定証の受理に関すること。
- (第三十条の十四に規定する事故に伴うものを除く。)。へ 第三十条の十三の規定による覚せい剤原料の廃棄の届出の受理に関すること
- いて準用する場合を含む。) 」に改め、同号口から二までを次のように改める。第五条の二第十四号イ中「第八条」を「第八条第一項 (第十五条及び第十九条にお
- 口 第十条第二項 (第十五条及び第十九条において準用する場合を含む。) の規準用する場合を含む。) 』に改め、同号にから二までを次のように改める
- ハ 第十条第三項第二号の規定による届出の受理に関すること。定による処分の終了の届出の受理に関すること。
- の届出の受理に関すること。 第十条第四項 (第十九条において準用する場合を含む。) の規定による変更
- 第五条の二第十四号に次のように加える。
- へ 第十八条第二項第二号の規定による届出の受理に関すること。
- ト イからへまでに係る第二十四条 (第十九条において準用する場合を含む。)
- の規定による報告の徴収に関すること。
- 第五条の二に次の一号を加える。
- (平成十三年環境省令第二十三号) の施行に関する次のこと。十五(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則
- 変更の届出の受理に関すること。()第十条第二項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所の
- ロー第十一条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所の変更

の届出の受理に関すること。

- 出の受理に関すること。ハー第二十一条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所の変更の届
- 用する場合を含む。) 及び同条第四項」に改め、「義務教育終了児童等に対する」を号ワを同号夕とし、同号ヲ中「第四項まで」を「第三項まで (同条第六項において準第九条第一号リ中「措置」の下に「並びにこれらの措置の変更の措置」を加え、同

に改め、 同ヲを同号ヨとし、同号ル中「による一時保護」を「による児童の一時保護」 同ルを同号ヲとし、同ヲの次に次のように加える

- 第三十三条第七項の規定による児童の一時保護の継続に関すること。
- カ 第三十三条第九項の規定による保護延長者の一時保護に関すること。

第九条第一号ヌの次に次のように加える。

三号まで及び第二項の措置に関すること。 第三十一条第四項の規定による延長者に係る第二十七条第一項第一号から第

号に次のように加える。 十三条第一項 (第十六条第一項の規定により適用される場合を含む。) 」に改め、 される場合を含む。)」を加え、同号ロ中「第十一条第四項」の下に「 (第十六条第 |項の規定により適用される場合を含む。) 」を加え、同号八中「第十三条」を「第 ;九条第三号イ中「第十一条第三項」の下に「 (第十六条第一項の規定により適用 同

- 規定により適用される場合を含む。) の規定による当該助言に係る事務の委託 規定による保護者に対する必要な助言及び第十三条第三項 (第十六条第二項の に関すること。 第十三条第二項 (第十六条第二項の規定により適用される場合を含む。) の
- 定による安全確認等に関すること 第十三条の二 (第十六条第二項の規定により適用される場合を含む。) の規

第十条に次の一号を加える。

一 青森県立精神保健福祉センター条例 (平成六年三月青森県条例第六号) に定め 料の加算額及び複雑な診断書の診断書料の額を定めること。 の規定による療養の給付として行われる診療の診療料の額、 る使用料及び手数料のうち労働者災害補償保険法 (昭和二十二年法律第五十号) その他の診療の診療

し、ヌをリとし、 に限る」に改め、 ものを除く」を「所管区域内に住所又は主たる事務所の所在地を有する者に係るもの による軽微な事項に係る林地処分事業実施規程の変更の届出の受理」を加え、 中「承認及び」を 第四項の規定による軽微な事項に係る信託規程の変更の届出の受理」を加え、 十五号の四イ中「承認及び」を「承認、」に改め、 |項第二号八中「二以上の所管区域にわたる区域を配置区域とする配置販売業に係る 第十三条第一項第一号ツ中「第九十七条の二」を「第九十七条」に改め、 同号中ホを削り、 ルをヌとし、ヲをルとし、ワをヲとし、カをワとし、ヨをカとし、 「承認、」に改め、 へをホとし、トをへとし、チをトとし、リをチと 「廃止の承認」 「廃止の承認」の下に の下に「及び同条第四項の規定 「及び同条 同項第二 同号口

> タをヨとし、レをタとし、ソをレとし、同号ツ中「二以上の所管区域にわたる区域を を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。 を「ソ」に改め、 所の所在地を有する者に係るものに限る」に改め、 配置区域とする配置販売業に係るものを除く」を「所管区域内に住所又は主たる事務 をラとし、ヰをムとし、 同ネを同号ツとし、 **丿をウとし、オをヰとし、クを丿とし、** 同号中ナを削り、ラをネとし、 同ツを同号ソとし、 同条第三項中第六号 ムをナとし、 同号ネ中「ツ」 ゥ

(漁港管理者の長が管理する道路に係るものに限る。)。 災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号) の施行に関する次のこと

六

- 第七十六条の六第一項の規定による措置命令に関すること。
- 第七十六条の六第三項の規定による措置に関すること。

1

- でを一号ずつ繰り上げ、同項第二十五号中ニをリとし、八をチとし、口をトとし、イ え、同項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十四号ま をへとし、同号にイからホまでとして次のように加える。 「次のこと」の下に「 (道路管理者の長が管理する道路に係るものに限る。 第十八条第一項第五号の五中「 (昭和三十六年法律第二百二十三号) 」を削り、 Л 第七十六条の六第四項の規定による他人の土地の一時使用等に関すること。)」を加
- イ 第八条の規定による建築主等に対する建築物に係る指導及び助言に関するこ
- 築物エネルギー 消費性能適合性判定の実施に関すること。 第十二条第一項及び第二項並びに第十三条第二項及び第三項の規定による建
- 第十六条第一項の規定による必要な措置の指示に関すること。
- 造及び設備に関する計画並びに当該計画の変更の届出の受理に関すること。 第十九条第一項の規定による建築物のエネルギー 消費性能の確保のための構
- 第十九条第二項の規定による必要な措置の指示に関すること。

ヌ

第十八条第一項第二十五号に次のように加える。

- めの構造及び設備に関する計画並びに当該計画の変更の届出の受理に関するこ 附則第三条第二項の規定による特定建築物のエネルギー消費性能の確保のた
- 附則第三条第三項の規定による必要な措置の指示に関すること

五 第十八条第一項第二十五号を同項第二十四号とし、同条第三項に次の一号を加える。 るものに限る。)。 災害対策基本法の施行に関する次のこと (港湾管理者の長が管理する道路に係

- 第七十六条の六第一項の規定による措置命令に関すること。 第七十六条の六第三項の規定による措置に関すること
- Л 第七十六条の六第四項の規定による他人の土地の一時使用等に関すること。
- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する
- 2 規定する本庁において受理しているもの又は施行のための手続中のものについては、 の際、現に青森県行政組織規則 (昭和三十六年二月青森県規則第十八号) 第三条に なお従前の例による。 この規則により委任した事務に係る申請、届出その他の行為で、この規則の施行



青森県訓令甲第九号

般

出 先 機 関

各 庁

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める

平成二十九年三月三十一日

青

青森県知事 Ξ 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

のように改正する。 青森県事務専決代決規程 (昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号) の一部を次

次に次のように加える。 局の環境管理部」を加え、同条第十三号中「教頭」の下に「、副校長」を加える。 科学センター 開設準備室長」に改め、同条第十二号中「県税部」の下に「、地域県民 第二条第七号中「、生活再建・産業復興室長及びITER支援室長」を「及び量子 第十二条第六項第一号中へをトとし、ホをへとし、二をホとし、八を二とし、口の

理部長が指定する職員がその事務を代決する。 環境管理部長が不在のときは、あらかじめ環境生活部長の承認を得て環境管

> 事務所長」を削る 第十二条第六項第三号中「、地域県民局の地域連携部の環境管理事務所の環境管理

繰り下げ、 別表第一環境政策課の項中第五号を第六号とし、 同項に第一号として次のように加える。 第一号から第四号までを一号ずつ

法律第百三十号)の施行に関する次のこと。 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 (平成十五年 すること。 認定の取消しに関 体験の機会の場の 一項の規定による 第二十条の六第 1 二第二十一条の五 حے 二項の規定による る要請に関するこ 第三項の規定によ 協定の締結等に関 る環境保全に係る 第一項の規定によ 出の要求に関する 報告及び資料の提 ځ すること。 に関すること。 の機会の場の認定 の規定による体験 第二十一条の四 第二十条の四第 第二十条第一項

とし、同号の次に次の一号を加える。 項」に改め、同号を同項の第十号とし、同項中第七号を第九号とし、第六号を第七号 号ずつ繰り下げ、 別表第一環境保全課の項中第十三号を第十五号とし、 同項の第八号の課長専決事項の欄イ中「同条第五項」 第九号から第十二号までを二 を「同条第六

八 五十一号)の施行に関する次のこと。 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成十七年法律第 青

1 すること。 の規定による技術 基準適合命令に関 第十八条第一項

同項の第四号とし、 を「第二十五条第一 号の課長専決事項の欄イ中 別表第一環境保全課の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項の第三)」に改め、 一項 (第十九条において準用する場合を含む。 同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。 「第十七条」を「第二十四条 (第十九条において準用する 「事業者等からの」を削り、 同欄口中「第十八条第一項」)」に改め、

百号)の施行に関する次のこと。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第三

関すること。 の登録の取消しに 生事業者の事業場 定による廃棄物再 第二十二条の規

項 の欄口中「第六十四条第二項」の下に「 (第七十条の二十において準用する場合を含 別表第一健康福祉政策課の項の第一号の副知事専決事項の欄イ中「第五十六条第三 を「第五十六条第七項」に改め、同表医療薬務課の項の第一号の副知事専決事項)」を加え、同欄に次のように加える。

に関すること。 第七十条の二十一第一項及び第二項の規定による医療連携推進認定の取消し

別表第一医療薬務課の項の第一号の部長専決事項の欄ヌ及びルを次のように改める。 第四十二条の三第一項の規定による実施計画の認定に関すること。

に係る認可に関すること。 第四十六条の五第一項ただし書の規定による一人又は二人の理事を置くこと

し書」を「第四十六条の五第六項ただし書」に改め、同欄ワ中 「 (これらの規定を第七十条の十五において準用する場合を含む。) 」を加え、 !表第一医療薬務課の項の第一号の部長専決事項の欄ヲ中「第四十七条第一項ただ 「第四項」 の下に 同ワ

(

を同欄力とし、同欄ヲの次に次のように加える。

うちからの理事長の選出の認可に関すること 第四十六条の六第一項ただし書の規定による医師又は歯科医師でない理事の

別表第一医療薬務課の項の第 一号の部長専決事項の欄に次のように加える

- 第七十条第 一項の規定による医療連携推進認定に関すること。
- タ 第七十条の八第三項の規定による医療連携推進業務の実施に支障がないこと 第七十条の二第五項の規定による医療連携推進認定に係る協議に関すること。
- ソ 第七十条の十九第一項の規定による代表理事の選定及び解職の認可に関する

の確認に関すること。

欄中イを削り、口をイとし、同号の課長専決事項の欄イを同欄口とし、同欄にイとし 専決事項の欄中口を削り、八を口とし、二を八とし、ホを二とし、同号を同項の第十 て次のように加える。 九号とし、同項の第十七号を同項の第十八号とし、同項の第十六号の部長専決事項の 別表第一医療薬務課の項の第十九号を同項の第二十号とし、同項の第十八号の課長

第五条第一項の規定による大麻取扱者の免許に関すること。

ಠ್ಠ るものに限る」を「県外に住所又は主たる事務所の所在地を有する者に係るものに限 欄イ及び口中「医薬品等」の下に「 (薬局製造販売医薬品を除く。 号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、 る」に改め、 チ中「二以上の地域県民局の所管区域にわたる区域を配置区域とする配置販売業に係 行に関すること」を「もの」に改め、同号の部長専決事項の欄イ中「日本薬局方外医 口をイとし、八を口とし、同号を同項の第十五号とし、同項の第十三号中「同法の施 ヌとし、同号を同項の第十六号とし、同項の第十四号の課長専決事項の欄中イを削り、 専決事項の欄中イを削り、口をイとし、八及び二を削り、ホを口とし、へを八とし、 薬品等」の下に「 (薬局製造販売医薬品を除く。) 」を加え、同号の課長専決事項の トを二とし、チをホとし、リをへとし、ヌをトとし、ルをチとし、ヲをリとし、ワを 別表第一医療薬務課の項の第十六号を同項の第十七号とし、同項の第十五号の課長) 」を加え、同号を同項の第十四号とし、 同欄リ中「こと」の下に「 (県外に住所を有する者に係るものに限 第一号の次に次の一号を加える。 同項中第十二号を第十三号とし、)」を加え、

次のこと。 医療法施行令 (昭和二十三年政令第三百二十六号) の施行に関する

_															
	ځ	る意見に関するこ	項までの規定によ	四第一項から第三	ハ 第五条の十五の	يكي	の取消しに関する	る実施計画の認定	第一項の規定によ	ロ 第五条の五の六	ک	の認定に関するこ	る実施計画の変更	第一項の規定によ	イ第五条の五の匹

別表第一保健衛生課の項の第十三号の部長専決事項の欄に次のように加える。 業務規程の変更の命令に関すること。 第二十六条第三項の規定による役員又は検査員の解任の命令に関すること。 第二十六条第一項の規定による役員の選任及び解任の認可に関すること。 第二十八条第一項の規定による業務規程の認可及び同条第二項の規定による

第三十二条第一項の規定による食鳥検査の業務の休止又は廃止の許可に関す

八を二とし、口の次に次のように加える。 とし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、へをトとし、ホをへとし、二をホとし、 をレとし、ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、 を「第六条の四第三号」に改め、 別表第一保健衛生課の項の第十三号の課長専決事項の欄に次のように加える。 別表第一こどもみらい課の項の第一号の部長専決事項の欄イ中「第六条の四第一項 「第六条の四第二項」を「第六条の四第一号」に改め、 同欄ワ中「同条第七項」を「同条第十二項」に改め、 第二十九条第一項の規定による事業計画等の認可に関すること。 同欄口中「里親の援助の事務」を「里親支援事業」 同欄中レをソとし、タ 同号の課長専決事項の ルをヲとし、ヌをル

> 第十二項」に改め、 別表第一障害福祉課の項の第四号の部長専決事項の欄へ中「同条第七項」 同表地域産業課の項に次の二号を加える。 第六条の四第二号の規定による養子縁組里親の登録に関すること。 同欄ト中「第五十条第六号の四」を「第五十条第六号の三」に改

「同条

	消しに関すること。		
すること。	の開始の確認の取		
の開始の確認に関	承継贈与者の相続		
承継贈与者の相続	の規定による経営		
の規定による経営	口 第十三条第四項		
口 第十三条第一項	消しに関すること。		
認に関すること。	定による認定の取		
項の規定による確	ら第三項までの規		
イ 第十二条第十四	イ 第九条第一項か		
)する次のこと。	二十一年経済産業省令第二十二号)の施行に関する次のこと。	<u>=</u> +	
>る法律施行規則 (平成	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則 (平成	五中小	
に関すること。			
の規定による認定			
イ 第十二条第一項			
	律第三十三号) の施行に関する次のこと。	律第二	
9る法律 (平成二十年法	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 (平成二十年法	四中小	

号とし、 在地を有する者に係るものに限る」に改め、同表水産振興課の項中第十六号を第十七 配置区域とする配置販売業に係るものに限る」を「県外に住所又は主たる事務所の所 項の第七号の課長専決事項の欄イ中「二以上の地域県民局の所管区域にわたる区域を 別表第一産業立地推進課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同表畜産課の 第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加え

+ 行に関する次のこと。 内水面漁業の振興に関する法律 (平成二十六年法律第百三号) の施

ること。 項の規定による協 議会の設置に関す

1

第三十五条第二

ಠ್ಠ 別表第一漁港漁場整備課の項中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加え

る次のこと (漁港管理者の長が管理する道路に係るものに限る。)。 災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号) の施行に関す

第一項の規定によ 第七十六条の六

定に関すること。 る道路の区間の指

七 ಠ್ಠ に関する次のこと(漁港管理者の長が管理する道路に係るものに限 災害対策基本法施行令 (昭和三十七年政令第二百八十八号) の施行

1 第一項の規定によ 第三十三条の三

る通知に関するこ

六

に改め、 条第一項第一号」に改め、同欄口中「用水きよ又は排水きよ」を「用水渠又は排水渠」 港湾空港課の項の第一号の部長専決事項の欄イ中「第三十七条第一項」を「第三十七 と」の下に「 (道路管理者の長が管理する道路に係るものに限る。) 」を加え、同表 るものに限る。)」を加え、同欄口中「第七十六条の七」を「第七十六条の七第一項」 同号の部長専決事項の欄イ中「こと」の下に「 (道路管理者の長が管理する道路に係 に改め、同項の第七号中「 (昭和三十七年政令第二百八十八号) 」を削り、「次のこ 別表第一道路課の項の第六号中「 (昭和三十六年法律第二百二十三号) 」を削り、 同欄中二をワとし、八の次に次のように加える。

第三十七条の三第一項の規定による公募占用指針の策定に関すること。

朩 第三十七条の五第三項の規定による占用予定者の選定に関すること。

第三十七条の六第一項の規定による公募占用計画の認定に関すること。

第三十七条の七第一項の規定による公募占用計画の変更の認定に関すること。

第三十七条の九の規定による地位の承継の承認に関すること。

IJ 第三十七条の十第一項の規定による公募占用計画の認定の取消しに関するこ

第四十一条の二第一項の規定による港湾協力団体の指定に関すること。

ヌ

ル 第四十一条の四第三項の規定による港湾協力団体の指定の取消しに関するこ

ヲ 第四十五条の四第一項の規定による特定港湾情報提供施設協定の締結に関す

別表第一港湾空港課の項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

 $\overline{\mathcal{A}}$ る道路に係るものに限る。 災害対策基本法の施行に関する次のこと (港湾管理者の長が管理す

イ 第七十六条の六 第一項の規定によ

定に関すること。 る道路の区間の指

管理する道路に係るものに限る。)。 災害対策基本法施行令の施行に関する次のこと (港湾管理者の長が

第一項の規定によ 第三十三条の|

る通知に関するこ

別表第一建築住宅課の項の第七号の課長専決事項の欄に次のように加える。

1 第十六条第三項の規定による協議に関すること。

第二十条第三項の規定による協議に関すること。

別表第一防災危機管理課の項の第三号の副知事専決事項の欄に次のように加える。 青森県石油コンビナー ト等防災本部の本部員の任命及び委嘱に関すること

第五号に掲げる者に係るものに限る。)。(石油コンビナート等災害防止法第二十八条第五項第一号から第三号まで及び

に次の一号を加える。の下に「及び第二十条第二項」を加え、同号を同項の第四号とし、同項の第二号の次の下に「及び第二十条第二項」を加え、同号を同項の第四号とし、同項の第二号の次別表第一防災危機管理課の項の第三号の部長専決事項の欄イ中「第十七条第二項」

ること。	門員の任免に関す	項の規定による専	イ 第二十八条第七	行に関する次のこと。	三 石油コンビナート等災害防止法 (昭和五十年法
					(昭和五十年法律第八十四号)
					の 施

の項に次の一号を加える。 を除く。) 及び地域県民局の部長 (別表第二の二において別に定める場合を除く。) 及び地域県民局の部長 (別表第二の二において別に定める場合を除く。)別表第二青森県財務規則別表第一に掲げる公所である出先機関の長 (地域県民局長

グループマネージャーが処理するものに係るものに限る。)。理に関すること (報酬、給料、職員手当等及び賃金の前渡で人事課給与事務担当二 青森県財務規則第三百三十九条の規定による前渡資金の証拠書類の確認及び受

を除く。) の項を削り、同表地域県民局長の項の次に次のように加える。 別表第二青森県財務規則別表第一に掲げる公所である出先機関の長 (地域県民局長

環境管理部長の

| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する次のこ

を含む。) に関すること。 業の許可 (同条第二項及び第七項の規定による許可の更新イ 第十四条第一項及び第六項の規定による産業廃棄物処理

及び第十四条の二第三項において準用する第七条の二第四三項の規定による産業廃棄物処理業の廃止又は変更の届出更の許可並びに同条第三項において準用する第七条の二第ロ 第十四条の二第一項の規定による産業廃棄物処理業の変

するに至つた旨の届出の受理に関すること。項の規定による産業廃棄物処理業者に係る欠格要件に該当

- る許可の更新を含む。) に関すること。業廃棄物処理業の許可 (同条第二項及び第七項の規定によ、第十四条の四第一項及び第六項の規定による特別管理産
- と。 二 青森県浄化槽保守点検業者登録条例の施行に関する次のこ
- る更新の登録を含む。) に関すること。イ 第三条第一項の規定による登録 (同条第三項の規定によ
- と。 日 第七条第一項の規定による変更の届出の受理に関するこ
- 二 第九条第一項及び第二項の規定による登録の抹消に関すハ 第八条の規定による廃業等の届出の受理に関すること。
- 施行に関する次のこと。
 三 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の
- む。) に関すること。 業者の登録(第三十条第一項の規定による登録の更新を含イ 第二十七条第一項の規定による第一種フロン類充塡回収
- 理に関すること。

 理に関すること。

 現による氏名の変更等の届出の受
- すること。
 ・
 の規定による廃業等の届出の受理に関
 ・
 の関
 ・
 の規定による廃業等の届出の受理に関
- 四 使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関する次二 第三十四条の規定による登録の抹消に関すること。

のこと。

域健康福祉部の地域県民局の地

保健総室次長

関する次のこと (専ら動物のために使用び安全性の確保等に関する法律の施行に

医薬品、医療機器等の品質、有効性及

されることが目的とされている医薬品に

の庶務担当責任

青森県立美術館

者

(9)平成2	29年3月、	31日 3	五唯	<u> </u>		F.	-	木木	<u></u>	-	ŦIX		与外	第30	75							
室長	別表第二の二中																					
部長が指定する を得て地域連携 を得て地域連携		理に関すること。ヲニ第七十一条第	関すること。	ルの規定による	ヌー第六十七条第	り 第六十四条 (理に関すること。	チ 第六十三条第	の規定による許	ト第六十条第一	理に関すること。	へ 第五十七条第	こと。	(同条第二項の	ホ 第五十三条第	の規定による登	二第四十九条(含	八二第四十八条第	里に関すること。 ロー第四十六条第	二項の規定によ	イ第四十二条第
(報酬、給料、職員手当等及び賃金の前の証拠書類の確認及び受理に関すること則第三百三十九条の規定による前渡資金」 地域県民局の職員に係る青森県財務規		に関すること。 第七十一条第一項の規定による氏名の変更等の届出の受		第七十条第一項の規定による事業の範囲の変更の許可に「項の規定による許可の更新を含む。)に関すること。	第六十七条第一項の規定による破砕業の許可(同条第二)	の規定こよる廃業等の届出の受理こ関すること。 第六十四条 (第七十二条において準用する場合を含む。)	ζ,	第六十三条第一項の規定による氏名の変更等の届出の受	の規定による許可の更新を含む。) に関すること。	第六十条第一項の規定による解体業の許可 (同条第二項	<u>.</u>	第五十七条第一項の規定による氏名の変更等の届出の受		(同条第二項の規定による登録の更新を含む。) に関する	第五十三条第一項の規定によるフロン類回収業者の登録	の規定による登録の抹消に関すること。	二 第四十九条 (第五十九条において準用する場合を含む。))の規定による廃業等の届出の受理に関すること。	第四十八条第一項(第五十九条こおハて集用する場合を一)		項の規定による登録の更新を含む。) に関すること。	第四十二条第一項の規定による引取業者の登録 (同条第一
保健総室長保健総室長の地域県民局の地	部組織の長の庶務担当の内	青森県立美術館	を	部組織の長	カ庶務担当の内青森県立美術館	_	- 清森県消防学校の空	に、「青森県消防学		の内部組織の長	税部の庶務担当	地域県民局の県	, t	-	の内部組織の長	税部の庶務担当	地域県民局の県	室長	域連携部の管理	地域県民局の地		

	者 の庶務担当責任 青森県立美術館	部組織の長部組織の長
「――――――――――――――――――――――――――――――――――――		「青森県消防学校のに、「青森県消防学
	責任者 税部の庶務担当	の内部組織の長税部の庶務担当
		· &
	責任者 税部の庶務担当 の県	の内部組織の長 地域県民局の県
	担当責任者 域連携部の庶務	室長地域県民局の地
る。)。 ジャー が処理するものに係るものに限 渡で人事課給与事務担当グループマネー	職員	

係るものを除く。)。

のこと。 び安全性の確保等に関する法律施行規則 及び県外に住所を有する者に係るものを 用されることが目的とされている医薬品 に関する次のこと (専ら動物のために使 (昭和三十六年厚生省令第一号) の施行 医薬品、医療機器等の品質、有効性及 る販売従事登録の消除に関すること。 毒物及び劇物取締法の施行に関する次 所を有する者に係るものを除く。)。 販売従事登録に関すること (県外に住 販売業者又はその配置員に係る配置従 登録証の返納に関すること。 五十九条の十三の規定による販売従事 よる販売従事登録証の再交付に関する よる販売従事登録証の書換え交付に関 る登録事項の変更の届出の受理に関す る販売従事登録証の交付に関すること。 事者の身分証明書の交付に関すること 第百五十九条の八第二項の規定によ 第百五十九条の十二第四項及び第百 第百五十九条の十二第一項の規定に 第百五十九条の十一第一項の規定に 第百五十九条の十第四項の規定によ 第百五十九条の九第一項の規定によ 第三十三条第一項の規定による配置 第三十六条の八第二項の規定による

次のこと。

本政令第二百六十一号)の施行に関する四、毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十四、毒物研究者の許可に関すること。

- 究者の許可証の交付に関すること。第三十四条の規定による特定毒物研
- すること。 毒物研究者の許可証の書換え交付に関
- 声物研究者の許可証の再交付に関する八 第三十六条第一項の規定による特定
- る次のこと。

 二第一項の規定による特定毒物研究者

 二第一項の規定による特定毒物研究者

五

- 業者等の免許に関すること。 イ 第三条第一項の規定による麻薬卸売
- 業務の廃止等の届出の受理に関するこ準用する場合を含む。) の規定による 第七条第一項 (同条第二項において
- こと。 業者等の死亡等の届出の受理に関するハ 第七条第三項の規定による麻薬卸売
- て、「RLAMER」を見り見てことのとFEED 関すること。
- 記載事項の変更の届出の受理に関する記載事項の変更の届出の受理に関する

ときは、あらか | 二 事務委任規則第二十三条第二号に掲げ

る事務 (債権の管理に関するものに限

じめ総務部長の

	, 同 に
への第十条第一頁の規定による免許証の	

承認を得て県税

る。)

地域県民局の 保健衛生所長 衛生所の家畜 部の家畜保健 地域農林水産 保等に関する法律第三十三条第一項の規定による配置販売業 品に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確 すること。 者又はその配置員に係る配置従事者の身分証明書の交付に関 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬

別表第四中

次長の専決に係るものを除く。) 一号に掲げる事務 (地域県民局の県税部ー 県税に係る事務委任規則第二十三条第	部次長が不在の税部次長 (県税	税部長地域県民局の県
信理事務所の環境管理事務所長の専決に 係るものを除く。) 「無務委任規則第二十三条第八号に掲げる事務(地域県民局の地域連携部の環境管理事務所の環境管理事務所長の専決に係るものを除く。) 「無るものを除く。) 「無るものを除く。) 「無るものを除く。) 「はるものを除く。) 「はるものを除く。) 「はるものを除く。) 「はるものを除く。) 「はるものを除く。) 「はるものを除く。) 「はるものを除く。) 「はるものを除く。)	職員部長が指定するを得て地域連携	
る事務 (地域県民局の地域連携部の環境ー 事務委任規則第二十三条第七号に掲げ	政策部長の承認	域連携部長地域県民局の地

を

税部長地域県民局の県				域連携部長	地域県民局の地
税部次長 (県税地域県民局の県	員」という。) 域連携部指定職	表において「地職員 (以下この	部長が指定する	政策部長の承認	あらかじめ企画
域連携部指定職員等」という。) の専決内部組織の長 (以下この表において「地	組織の長並びに地域整備部の庶務担当の室長、地域農林水産部の庶務担当の内部	長、こども相談総室長及び福祉こども総地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室	定職員並びに地域県民局の県税部次長、工事及び製造の請負並びに地域連携部指	る事務 (一件の予定価格が五億円以上の	- 事務委任規則第二十三条第一号に掲げ

談 長 至 届 当	又はこども相談当該事務を担当当該事務を担当	東青地域県民局、中南地域県民局、日局の地域健康
	する地域健康に	中南地域県民局
至	祉部の保健総合	及び三八地域県
長二		民局の地域健康
談	又はこども相談	福祉部長
Ξ	総室長	
四		

る事務 事務委任規則第二十三条第七号に掲げ

事務委任規則第二十三条第十号に掲げ

部長が指定する 三 県税に係る事務委任規則第二十三条第 六 事務委任規則第二十三条第十号に掲げ 五 事務委任規則第二十三条第八号に掲げ る事務 る事務 三号に掲げる事務 る事務 次長の専決に係るものを除く。 る事務 る事務(債権の管理に関するものに限 事務委任規則第二十三条第七号に掲げ 事務委任規則第二十三条第八号に掲げ 事務委任規則第二十三条第二号に掲げ (地域県民局の県税部

		1-		, ,
		室長域連携部の管理は関い、	福祉部長 民局の地域健康 東東	東青地域県民局
が企画政策部長 (地域連携部長 (地域連携部長 が企画政策部長	重馬の最が旨己 承認を得て地域 成認を得て地域	民局にあつて と (東青地域県民局の地域県民局の地	総室長 長、福祉総室長 長、福祉総室長	部次長が不在のじめ総務部長の 承認を得て県税 部長が指定する 部長が指定する
管理事務所の環境管理事務所長の専決に四 事務委任規則第二十三条第九号に掲げる事務 (県税に係るもの及び総務経理課長等の専決に係るものを除く。) 東務委任規則第二十三条第三号に掲げ三 事務委任規則第二十三条第三号に掲げ	を情形長り厚や二系ならりで余く。 康福祉部長、地域農林水産部長及び地域る事務 (地域県民局の県税部長、地域健二 事務委任規則第二十三条第二号に掲げ	のを除く。) の並びに総務経理課長等の専決に係るもの並びに総務経理課長等の専決に係るもの並びに総務経理課長等の専決に係るものがに総務経理課長等の専決に係るものがに総務経理課長等の専決に係るものを除く。)	る事務 (地域連携部指定職員等の専決に	三 事務委任規則第二十三条第三号に掲げる事務 (地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長、こども相談総室長及び福祉こども総室長の専決に係るものを除く。)
域整備部の庶務地域県民局の地域県民局の地域県民局の地	保健総室長地域県民局の地		税部次長の県	
域とは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	庶務担当責任者地域県民局の地		の内部組織の長	の承認を得て出 める事務につい では、あらかじ め企画政策部長 が指 でする職員)
	る事務の事務を任規則第二十三条第九号に掲げ	五 事務委任規則第二十三条第九号に掲げる事務 工号に掲げる事務 工号に掲げる事務 工号に掲げる事務 エラに掲げる事務 エラに掲げる事務 エラに掲げる事務 エラに掲げる事務 また おいま かんがん しょう かんしょう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこ	四号に掲げる事務 四号に掲げる事務委任規則第二十三条第 の範囲で執行するもの り担行為に関すること。 令に関すること。 令に関すること。	係るものを除く。)

			二 事務委任規則第二十三条第八号に掲げ	を得て地域連携	管理事務所の環
· 事务委任夫具第二十三条第一号 [[抖]]			る事務	生活部長の承認	域連携部の環境
る			事務委任規則第二十三条第七号に掲げ	あらかじめ環境	地域県民局の地
九 事務委任規則第二十三条第九号に掲げ			る事務 (県税に係るものを除く。)		
る事務			五 事務委任規則第二十三条第六号に掲げ		
八 事務委任規則第二十三条第八号に掲げ			る事務 (県税に係るものを除く。)		
る事務			四 事務委任規則第二十三条第五号に掲げ		
七 事務委任規則第二十三条第七号に掲げ			る事務 (県税に係るものを除く。)		
る事務			三 事務委任規則第二十三条第四号に掲げ		
六 事務委任規則第二十三条第六号に掲げ			るものを除く。)。		
る事務			ものに限る。) に関すること (県税に係		
五 事務委任規則第二十三条第五号に掲げ			用保険料及び研修等に伴う給食費に係る		
る事務			二 収入通知 (預金利子、臨時職員等の雇		
四 事務委任規則第二十三条第四号に掲げ			関すること。		
る事務			件の金額が三百万円未満の支出命令に		
三 事務委任規則第二十三条第三号に掲げ			(給料及び交際費を除く。) に係る一		
る事務	職員		費に係る支出命令並びにその他の費目		
二 事務委任規則第二十三条第二号に掲げ	部長が指定する		く。)、委託料、使用料及び備品購入		
工事及び製造の請負に係るものを除く。)	を得て環境管理		費、役務費、需用費 (食糧費を除		
る事務 (一件の予定価格が五億円以上の	生活部長の承認	境管理部長	口報酬、職員手当、共済費、賃金、旅		
事務委任規則第二十三条第一号に掲げ	あらかじめ環境	地域県民局の環	ること。	職員	
			百二十万円未満の支出負担行為に関す	部長が指定する	
		=	購入費を除く。)に係る一件の金額が	を得て地域連携	
	内部組織の長		費、委託料、工事請負費及び公有財産	政策部長の承認	
	所の庶務担当の	所次長	にその他の費目(給料、交際費、食糧	あらかじめ企画	
	青森県東京事務	青森県東京事務	費及び役務費に係る支出負担行為並び	る事務について、	
る事務			イ報酬、職員手当、共済費、賃金、旅	承認を得て定め	
四・事務委任規則第二十三条第十号は掲げ			行するもの (県税に係るものを除く。)	企画政策部長の	
る			一 次に掲げる事務で令達予算の範囲で執	地域連携部長が	総務経理課長等
三 事務委任規則第二十三条第九号に掲げ	職員				の長
る事務	部長が指定する	境管理事務所長		担当責任者	担当の内部組織

保健総室長

担当の内部組織保健総室の庶務

地域連携部指定

地域連携部長が

る事務	域健康福祉部の	域健康福祉部の
- 事務委任規則第二十三条第九号に掲げ	地域県民局の地	地域県民局の地
る事務		
六 事務委任規則第二十三条第六号に掲げ		
る事務		
五 事務委任規則第二十三条第五号に掲げ		
る事務		
四 事務委任規則第二十三条第四号に掲げ		
に関すること。		
研修等に伴う給食費に係るものに限る。)		
預金利子、臨時職員等の雇用保険料及び		
三 収入通知 (前号の税外諸収入金並びに		
関すること。		
欄に掲げる事務に係るものに限る。) に		
専決事項の欄及び別表第五の専決事項の		
税外諸収入金の徴収 (別表第二の二の		
出命令に関すること。		
に係る一件の金額が三百万円未満の支		ども総室長
他の費目(給料及び交際費を除く。)		室長及び福祉こ
及び扶助費に係る支出命令並びにその		福祉部の保健総
く。)、委託料、使用料、備品購入費	室の次長	民局の地域健康
後務費 零月費 (*)	は福祉こども総	及び下北地域県
交易量》 高月星	する保健総室又	上北地域県民局
日州、戦争自治・主義を置いること。 為に関すること。	当該事務を担当	西北地域県民局、
の金額が百二十万円未満の支出負担行		談総室長
公有財産購入費を除く。)に係る一件		長及びこども相
費、食糧費、委託料、工事請負費及び		室長、福祉総室
行為並びにその他の費目(給料、交際)	次長	福祉部の保健総
費、役務費及び扶助費に係る支出負担	ども相談総室の	民局の地域健康
イ報酬、職員手当、共済費、賃金、旅	福祉総室又はこ	及び三八地域県
行するもの	する保健総室、	中南地域県民局
一 次に掲げる事務で令達予算の範囲で執	当該事務を担当	東青地域県民局、

| に改める。| 「青森県消防学校の庶務担当責任者」を「青森県消防学校の庶務担当の内部組織の長」に、「青森県消防学校の庶務担当の内部組織の長」を「青森県消防学校副校長」に、

の 長 職員 所次長 地域県民局の地 域農林水産部の 地域県民局の地 地域県民局の県 担当の内部組織 域整備部の庶務 組織の長 税部次長 青森県東京事務 庶務担当の内部 域整備部の庶務 職員 青森県東京事務 担当責任者 地域県民局の地 庶務担当責任者 域農林水産部の 地域県民局の地 地域県民局の県 内部組織の長 所の庶務担当の の内部組織の長 税部の庶務担当 部長が指定する る事務について、 承認を得て定め を得て地域連携 政策部長の承認 あらかじめ企画 企画政策部長の 則

別表第五地域県民局の県税部長の項の次に次のように加える。

環境管理部長 地域県民局の 士五 ± <u>+</u> 十四四 + 九 八 七 六 兀 \equiv 五 事務委任規則第五条の二第十号に掲げる事務 事務委任規則第五条の二第九号に掲げる事務 事務委任規則第五条の二第八号に掲げる事務 事務委任規則第五条の二第七号に掲げる事務 事務委任規則第五条の二第六号に掲げる事務 事務委任規則第五条の二第五号に掲げる事務 事務委任規則第五条の二第三号に掲げる事務 事務委任規則第五条の二第二号に掲げる事務 事務委任規則第五条の二第一号に掲げる事務 事務委任規則第五条の二第四号に掲げる事務 事務委任規則第五条の二第十二号に掲げる事務 事務委任規則第五条の二第十三号に掲げる事務 事務委任規則第五条の二第十一号に掲げる事務 事務委任規則第五条の二第十五号に掲げる事務 事務委任規則第五条の二第十四号に掲げる事務

産部長の項に次の一号を加える。 別表第五地域県民局 (中南地域県民局及び上北地域県民局を除く。) の地域農林水

四 事務委任規則第十三条第三項第六号に掲げる事務

南地域県民局を除く。) の地域整備部長の項に次の一号を加える。 別表第五地域県民局の地域整備部長の項の第四十一号を削り、同表地域県民局 (中

五 事務委任規則第十八条第三項第五号に掲げる事務

の第九号中「第十三条第三項第六号」を「第十三条第三項第七号」に改める。同表地域県民局の地域農林水産部の漁港漁場整備事務所の漁港漁場整備事務所長の項別表第五地域県民局の地域連携部の環境管理事務所の環境管理事務所長の項を削り、

号とする部分、同項の第十三号を同項の第十四号とする部分、同項中第十二号を第十部分、同項の第十五号を同項の第十六号とする部分、同項の第十四号を同項の第十五項の第一号の改正規定及び同項の改正規定(同項の第十六号を同項の第十七号とするこの訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一医療薬務課の

部分に限る。) は、同月二日から施行する。三号とし、第二号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に一号を加える

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号 |

社 | 定価小口一枚二付十五円四十四銭号 | 毎週月・水・金曜日発行